

令和 6 年度

乗鞍高原飛騨高山スキー場 安全報告書

令和 7 年 8 月

高山市飛騨高山プロモーション戦略部観光課

## 1 利用者の皆様へ

乗鞍高原飛騨高山スキー場の索道事業（スキーリフト）に関しまして、皆様のご利用とご理解を賜り、誠にありがとうございます。高山市は、運営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、リフト輸送（以下、「輸送」という。）の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解をいただくために公表するものです。皆様からの声を安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

## 2 基本方針

### (1) 基本方針

乗鞍高原飛騨高山スキー場は、安全第一の意識をもって、次に掲げる安全に係る基本的な方針に基づき、輸送の安全に努めています。

- ① 従業員は一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び安全管理規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 業務の実施にあたり、憶測に頼らず常に安全確認の励行に努めます。
- ⑤ 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全で適切な処置をします。
- ⑥ 情報は、漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、輸送の安全確保のため必要な変革に取組みます。

### (2) 安全目標

「索道運転事故及びインシデント（事故の兆候）は発生させない」

事故の芽は未然に摘み取るよう取り組んでいきます。

## 3 事故の発生状況とその再発防止措置

### (1) 索道運転事故

令和6年度において、国土交通省に届け出た索道運転事故はありませんでした。

### (2) 索道の停止実績

令和6年度における索道の停止実績はありませんでした。

### (3) インシデント（事故の兆候）

令和6年度において、国土交通省に届け出たインシデント等はありませんでした。

### (4) 行政指導等

令和6年度における行政指導等はありませんでした。

## 4 輸送の安全確保のための取組み

### (1) 人材教育

シーズン営業前においては、従業員全員に安全に係る座学研修や救助訓練、機器の取り扱い説明などを行い、索道の安全運転について必要な教育訓練を実施しました。

### (2) 緊急時対応訓練

シーズン営業開始前に従業員全員に救助訓練を実施し、営業開始後も予備原動機等の操作訓練を実施しました。

### (3) 安全のための投資と支出

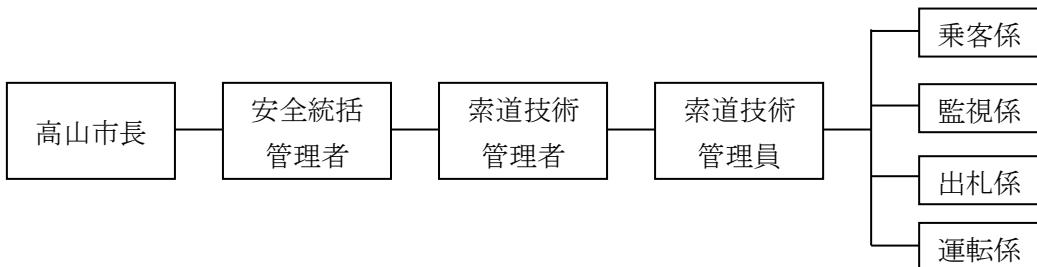
安全の維持・向上のため、前シーズン終了時に索道設備の点検を実施し、不良部品の交換や修繕をシーズン前までに実施しました。

・第1ペアリフト 通信線更新

風速計更新

## 5 乗鞍高原飛騨高山スキー場安全管理体制と方法

高山市長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、各係からの日誌等による状況報告を行い、日々の業務に反映させています。



高山市長 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者 索道事業輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。

索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。

索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

## 6 ご連絡先

乗鞍高原飛騨高山スキー場の安全への取組に対するご感想、ご意見等ございましたら、次のところへお寄せください。

◎ 高山市飛騨高山プロモーション戦略部観光課 乗鞍高原管理事務所

〒506-0815 岐阜県高山市岩井町 914

電話:0577-31-1020 Fax:0577-31-1020

E-mail: norikura@city.takayama.lg.jp